

第18回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録(要旨)

- 1 開催日時 平成21年9月2日(水) 19時から21時40分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合大会議室
- 3 委員出欠 出席14人
 - ・出席委員 荒木千恵子、大江宏(会長)、河本美代子、小林隆志、小林義明、佐藤壽、田中茂利、寺嶋均(副会長)、時津直子、中澄子、藤生よし子、増田雅則、松井和夫、吉野正徳
- 4 出席者
 - 事務局 高畑智一、内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、大木和彦、深井恭、田中實、御前憲昭、奥山尚、飯泉研
 - 財団法人日本環境衛生センター 速水草一、小田原伸幸、藤原周史
 - パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 6人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 第5回施設見学会(平成21年5月26日)について
 - (2) 民事調停について
 - (3) 土壌汚染調査について
 - (4) 環境影響評価について
 - (5) 事業者選定について
 - (6) 地元協議会について
- 4 その他
 - 次回日程調整
- 5 閉会

【配布資料】

議事次第

- 【資料1】第5回市民検討会施設見学会報告
- 【資料2】調停条件
- 【資料3】東側建屋等建築工事に係る土壌汚染調査結果
- 【資料4-1】環境影響評価の進捗状況及び事後調査について
- 【資料4-2】環境影響評価書案説明会報告
- 【資料4-3】環境影響評価書案説明会における主な意見・要望等と事業者の回答

- 【資料 4 - 4】環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見について
- 【資料 4 - 5】環境影響評価書案に係る見解書の要旨
- 【資料 5 - 1】事業者選定スケジュール
- 【資料 5 - 2】落札者選定までのスケジュール（予定）
- 【資料 6】ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱

【会議録】

午後 7 時 開会

1 開会

【事務局挨拶】

【配付資料の確認】

2 会長あいさつ

【大江会長挨拶】

3 報告事項

(1) 第 5 回施設見学会（平成 2 1 年 5 月 2 6 日）について

【事務局説明】

C 委員： さしまクリーンセンター、柳泉園の施設見学を踏まえ、東京 2 3 区でも稼働率が 6 0 % というふうにも言われている中で、今回の施設規模 2 8 8 トン / 日という計画についてはどう考えているのか。

事務局： 施設規模 2 8 8 トン / 日の算出にあたっては、三鷹市・調布市の長期のごみ処理計画をベースにしてふじみ衛生組合で算出した。当然のことながら、両市においてもごみの減量が進み、焼却ごみについては年々減るであろうというような予測のもとに、1 0 年先、1 5 年先の長期計画を策定している。ふじみ衛生組合では、ごみが減るといふ計画のもと、それらの数値を参考に施設規模を設定したので、おそらく稼働率が 6 0 % まで落ち込むことはないだろうと思う。

(2) 民事調停について

【事務局説明】

(3) 東側建屋等建築工事に係る土壌汚染調査結果について

【事務局説明】

F 委員： E - 3 - 9 の鉛について、たった 0 . 5 メートルの土壌の入れかえだけで大丈夫かどうか心配である。それから、例えば土壌入替深度が 6 メートルの場合は、これからの調査のときに 6 メートル以下では大丈夫かという

ことも調査するのか。

事務局：　今回、土壌の調査の方法としては、舗装の厚さが10センチ程度あり、路盤（碎石の部分）が40センチ程度ある。その下50センチまで調査を行う。その結果、例えば鉛等が出てくれば、5メートル、ベンゼン等では深さ10メートルまで深さ方向に調査を行う。先ほどの から までの間の6メートルというのは、ボーリング調査した結果、汚染の深さが5メートル、さらに1メートル土壌の入れかえをするということである。

F 委員：　大丈夫というのは？

事務局：　最終的に検出されたものを分析して、その計量証明をつけて東京都にも届け出をしている。東京都に届け出をした上で土壌の入れ替え工事に入って行くので、手続きが済んだところで工事に入る予定である。6メートルから10メートルの間には汚染土壌は検出されていないので、安心してほしい。

B 委員：　建設ニュースに示された調査番号と、私どもがいただいた調査結果の図面との番号基地点の対応がいま一つわかりにくい。建設ニュースでは、 となっているが、この調査結果からどれを取り上げているのか。3,000立方メートルとなると、土の経費はどれくらいかかるのか、それから、例えば10トントラック何台分ぐらいとか、付言してもらえれば勉強になる。

事務局：　事前に配付した資料 と、今日配付した建設ニュースの 、 は、いずれも同じ箇所である。それと、 というのは、地盤改良の部分のみということで表記している。

1日の車両の出入りについては、搬出が1日10トンダンプでおおよそ20台程度、日数はおおよそ40日ぐらい、台数にして830台ぐらいになるだろうと想定している。また、搬入は1日10トンダンプで30台程度、それを約25日、延べ台数760台程度と見ている。

搬出については、9月12日ごろから入れれば、11月上旬ごろには終わり、その後、今度は搬入、埋め戻しを行うので、引き続き11月上旬から12月上旬を見込んでいる。費用は2億6,000万円ほどを予定している。

F 委員：　汚染土壌はどのようにして汚染を除去するのか。また専門の処理工場とはどこか。

事務局：　搬出した鉛で汚染された土壌は専門の処理工場においてセメントの原材料としてリサイクルする予定。処理工場は、今後請負業者が選定し決定する。また、ベンゼン、砒素の処理については、処理工場で消石灰などを添加、混合し、水和反応熱によりベンゼンなどを揮発分離させ、活

性炭で吸着するといった方法によって処理し、処理後の土についてはセメント等の原材料としてリサイクルしていこうと考えている。

C 委員： この下に土壤汚染があるけれど、我々がここで生活をしたり、作業していることについて直接影響というのは何もないのか。また、これからここを掘削して新しいごみ焼却場を建設するときの影響はどうなのか。さらに、地下水の関係はどうなのか。

事務局： これらの汚染物質を口にするということが人間の健康に影響を与えることになる。実際問題として、この汚染土壌を直接口にするということは、まず通常の生活をしている皆様方にとってはあり得ない話で、問題としては、これが地下水に溶け込まないだろうかという点が確かに一番心配なところである。そこで、地下水の調査を行ったところ、一切これらの物質は地下水には溶け込んでいないことを確認しているので、ご安心いただきたい。また、今後は、残りの土地の部分について土壤汚染調査を行い、その結果、何でもなければ、新ごみ処理施設もほぼスケジュールどおりに建設できると思う。もし、そこでまた土壤汚染等が判明した場合には、新たな土壌の入れ替え等で、新ごみ処理施設の建設もかなりスケジュール的に影響を受けるのではないかと考える。

E 委員： ベンゼンがあちこちで出ているようで、一番毒性が強いと言われているベンゼンだが、土壌入れかえが6メートルとか、E-3-9のところは0.5メートルとか7メートルとか出ているが、この程度の土壌の入れかえで大丈夫なのか。

事務局： 舗装路盤の下から10メートルまで、大体直径10センチ程度のボーリングマシンで地下まで掘って、それを全部引き抜いてその土壌を分析にかけている。10メートルまでやっているのだから、問題ないと考えている。地下水の調査については、今後も定期的に継続して行き、その結果を皆様に報告したいと思っている。

F 委員： もうそれで大丈夫だから調査をやめるということではなくて、定期的に調べていただきたいというのが全市民の願いだと思う。それをまた私たちに知らせていただくようなルートがあれば、ほんとうにうれしいと思う。

A 委員： 再開発する場合には全敷地を調査するようになっているのではなかったかと思うが、そこら辺を確認しておきたい。

事務局： 今回は、東京都の環境確保条例第117条に基づいて行っており、東京都多摩環境事務所の管轄になっている。面積要件について、3,000平方メートル以上の敷地において、土地の改変を行うときは土壤調査をしなければならない。

ふじみ衛生組合の場合には、今は敷地全体1.9ヘクタールなので、そ

の一部を改変するに当たっても3,000平方メートル以上の土地の改変ということで、それが該当する。調査については、順次残りの土地についてもふじみ衛生組合の敷地内をやっていくので、安心いただきたい。

(4) 環境影響評価について

【事務局説明】

- A委員 : 事後調査は環境影響評価制度に基づいて行う、モニタリングは今後続けて、常時監視をしていくという意味で理解してよいか。
- 事務局 : 事後調査は、環境影響評価書案をつくる段階で、例えば、工事であれば工事の建設機械の稼働に伴って、騒音であれば60デシベルぐらいにおさまるであろうと予測し、それがほんとうに工事中に60デシベルでおさまっているかどうかを調査するのが事後調査である。調査した結果、60デシベルにおさまっていればよいが、もし、それが当初の予想を上回る、例えば70デシベル出ているということであれば、もっと騒音を小さくするような機械に取りかえるといった対策をとっていく。これがまさしく事後調査である。
- 一方、モニタリングは、定期的に、例えば、大気なら測定結果を年4回やって、それを20年間続ける。そういったものは定期的に広報等で公表、また、地元協議会にも報告するという、市民との公害防止協定等を含めた契約の中で、長期的に行っていくものである。
- C委員 : 事後調査をしていろいろな問題が出た場合、必ずそれに対して保全・改良措置が義務づけられているのかということと、プラントそのものに問題が出た場合、メーカーの設計上もしくは施工上のミス等によるトラブルの問題や大量のダイオキシン発生ごみが持ち込まれた場合の問題について、今後、契約でどのように処理されていくのか。
- 事務局 : 資料4-1の「調査目的」にも書いてあるとおり、予測結果を確認して、予測結果を上回っているようであれば、追加的な環境保全措置を検討するというので、委員が言われたとおり、できるものとできないものがあるので、検討してできるものについてはすべてやっていく。
- 施設の引き渡しに当たっては、事前に試運転期間を約6カ月設け、排ガス、騒音といったものをすべて調査し、その結果、合格であればふじみ衛生組合が引き渡しを受けるということになる。いつになっても設計上のミスや施工上のミスで満足した数字が出ないということであれば、損害賠償等を請求するといった対応となる。それから、施設の引き渡しを受けた後、そういった排ガス規制値を上回ったような事例があった場合には、早急に焼却炉を停止し、原因を追及して修繕等を行って、安全性を確認した上で稼働するということになる。
- I委員 : 資料4-2の「環境影響評価書案説明会報告」に、「市民等の出席者数」

で「その他」と書いてあるのは両市以外の方のことか。4回目の調布市教育会館では、調布の人が5人でその他が16人というのはどういうことか。資料4-1の「施設の供用に伴う大気質については、供用開始直後の平成25年度ではなく、処理対象ごみ量が最大となる平成31年度を対象とする等」について、平成31年では遅いのではないか。

事務局： 4回目に行った調布市の「その他16人」の内訳は、会社、プラントメーカーとか役所関係である。2点目の稼働後の事後調査について、例えば、排ガス量はごみ焼却量に比例しているのでごみ焼却量が一番多いときに実施する必要がある。今後、両市のごみ処理長期計画の改定の年度を待ち、改定の年度でピークが平成31年度より前倒しになるということになれば、前倒した年度で事後調査を行いたいと思っている。

H 委員： 環境影響評価というのは私たち住民にとって20年どころか孫の代までそこに住み続けるであろうという大事な問題である。それを焼却期間が20年か30年か、そこだけで問題を取り上げるのではなくて、今後どういうふうにしていくかという幅広い、大きく長いスパンの中で考えていただけたらというのが私の意見である。説明会の市民に対するアプローチをしても、66人しかいない。説明会に来ないならばその市民を切ってしまう対応ではないか。資料4-3にある「20年間運営・管理する計画である。30年間もつように設計している。20年より先は白紙である。」とあるが、先の姿勢を見せて欲しいと思う。20年で責任が終わりというような対応に感じられる。

事務局： 前回の説明会は、多くの方が見えた。説明会のPRの方法については、批判を受けることがあるが、我々はそれを避けたいという思いで、両市広報、建設ニュース、ホームページなどの媒体を使って広報している。管理者も感じたことであるが、皆様も以前は不安だったが、今回の説明会では、計画の中身の熟度が増してくると方向性が見えてきて、その辺りは任せてよかろうと感じていただけたのではないか。そのような一定のご安心もあつての数字ではないかと感じている。

施設の運営期間については、確実に安定的に、環境に徹底的に配慮して安全に、少なくとも20年は運転したいと思っている。絶対安全に20年運転していくために、30年はもつ設計をする。20年たった途端に壊れるという施設では困る。20年目以降については、20年間運転したときの施設の傷みぐあいとか状況を判断し、その先をさらに進めるのか、それともそこで取り壊して建て直すのか、ないしは大改修をするのか、いろいろな選択肢があると思う。よって、「20年より先は白紙である」とは何も考えていませんということではなくて、そういう可能性は追求していきたいというスタンスである。

B委員 : このような大規模工事を実施するに当たっては、事後の確実な検証・検討委員会の設置が必要なのではないか。そういった意味からも今の意見に同感である。「環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見について」の大気汚染について、「最大着地濃度出現地点」に常時大気観測を行う施設を備えることとあるが、現在、想定されている範囲などをお聞きしたい。

また、そのとき広範囲の市民に広報する必要があると考えるが、どうしたら両市民に広報できるかの知恵を出して積極的な広報を望む。

生物・生態系については、三鷹市は推進事業等もあることから、「関係市長の意見」として、三鷹市長からどのような意見があったのかをお聞きしたい。また、周辺環境をいかに整えられるかというところまで配慮する余地、余裕、ゆとりを持たなければならないだろうという感想を持っている。

事務局 : 監視委員会をきちんと設けるべきだのご意見に対しては、地元協議会にデータの定期的なお知らせ、工事協定、公害防止協定の締結などを考えている。ダイオキシン、水銀の常時観測については、現在の技術では残念ながらできないので、検体を持って帰って研究機関で分析をすることになる。物理的にできない部分は、今後、設置する地元協議会の中で協議をさせていただきたい。また、測定した結果については、地元協議会だけではなく、両市の広報、ふじみ衛生組合の広報、ホームページ等で広く市民の皆様にお示ししたい。

環境への配慮は、事業者の選定に当たって、植樹、太陽光発電、風力発電等々、本来の焼却の部分とは別の視点で、各メーカーから提案をいただき、すぐれた提案をしたメーカーについては一定の得点を与えて、価格以外の非価格の部分でも競争していただくという事業者選定方法をとっている。

生物・生態系についての三鷹市長の意見については、「武蔵野の雑木林と多自然工法による水生植物が繁茂する自然的な池沼の整備が望まれる」とあり、具体的にはビオトープの整備を検討されたいとの意見であった。ふじみ衛生組合では、調査の結果に基づいて、池のあるタイプのビオトープを整備することで、現在、三鷹市役所の南側にある雑木林と今回設置するビオトープ等と一体的な緑化を含めた、生物・生態系に優しい雑木林をつくっていきたいと考えている。

D委員 : 先ほどからいくつか意見が出されているが、このまま済まされては困るものもある。20年後のことについても、もっと議論したい。環境影響評価はこういうことで結構だが、ほんとうにこういうことをきちんと議論する場合は、地元協議会なのか、それとも、この委員会なのか、私ど

もはどちら側にも参加したいと思っている。

事務局 : 市民検討会と地元協議会の役割は明確にしておかなければいけないと思う。市民検討会は、建物が完成するまでである。完成した後の管理・運営の部分については、データ等の検証をしていただきながら、安心していただきながら進める観点からも、地元協議会を議論の場とさせていただきたい。

H委員 : 地元協議会に入っていない、その周辺住民ではない調布市民が焼却施設の今後を見ていきたい場合、そのかわり方についてはどう考えているのか。

大江会長 : どのような市民参加の組織をつくっていくかという大きな問題である。環境のかわり、ごみのかわり、いろいろな検討の会議があると思うが、ここはある面で限定された施設に関連して検討してきたと思っている。一つのところで全部やるわけにもいかないが分断されていても困る。環境影響評価とそれを引き継いでいく地元協議会には連動性があるはずである。

事務局 : 一番は地元の皆様方、そして全市民的な関係から市民検討会で議論してきた。そして、直接的な部分で一番の心配をされている地元は大切にしていきたいという観点から、地元協議会を立ち上げる。建物や環境に配慮するなどの根本的な基本の部分については、市民検討会でご議論いただいた。今後、一般市民の方々からは、ふじみ衛生組合に対して、何かあったときには自由闊達に意見をちょうだいすればよろしいというふうに考えている。それから、地元協議会も原則的には公開で行う。

大江会長 : 委員からの意見には地元の範囲の問題が入っていたのではないかと。

H委員 : まずは私たちの税金で払った建物であり、私たちに責任もあるわけで、その一たんを担う以上、焼却施設建設は周辺地域の人たちだけではない問題だと思っている。

大江会長 : その辺は環境政策や何かにかかわる広い範囲かなと私は思っている。

E委員 : 両市でどういう組織をつくって継続していくのかという問題よりは、むしろ各地域においてこれに関心のある方が組織をつくって、環境の問題にしても、お互いに意見の交換をし合うということが出てくると思う。30年の後は白紙かという議論について、今後経済情勢とか社会情勢がどれだけ変わってくるかを考えたときに、この先をどういう形でやっていくのかと判断するのは、今の段階では不可能ではないかと思う。20年目以降については、工事者と自治体が責任を持って、また別な意味で考えていくほうが的確ではないかと思う。

(5) 事業者選定について

【事務局説明】

K委員： 応募が3社ということであるが、事前説明のときに何社ぐらいが集まったのか。

事務局： 今回、総合評価一般競争入札で実施しているので、事前の説明会は開催していない。こちらで入札公告を出して、必要な資料等についてはホームページに載せ、それで募集をかけている。

C委員： 最近もいろいろなところでプラントの入札があったと思うが、みんな3社ぐらいなのか、ほかは5社、6社来たとか。たくさん来たからいいとは言えないが、私だったら3社だったらもう一度やり直す。3社というのは少ないのでは。

事務局： 一般的な大手プラントメーカーは5社といわれている。5社が参加してくれれば良かったが、景気も後退している中で、提案するのに半年ぐらい人数とお金もかけてくるので、各社とも自信のあるところをねらってくる。すべての焼却施設に手を出すのではなくて、ここだけは絶対にとりたいたいというところに厳選して入札に参加してきているという状況があるように考えている。3社であれば適正な競争も働くので、妥当な数字ではないかと思っている。また、ここ1年ぐらいのほかの状況を見ると、少ないところは応募企業が1社、多くても5・6社のようである。

寺嶋副会長： 最近のほかの都市の事例を申し上げますと、10年前とかは10社とか、あるいはストーカ炉方式以外にガス化溶融方式だとか、いろいろな方式のどれでもいいというときは応募企業数が増えるが、こちらではストーカ炉と限定している。また、こちらのような規模ですと、大手の実績ある会社という形の参加資格基準というベースからいくと、それに該当するのはこちらでは5社。今は大体3社、多くて4社ぐらいである。企業側の人に言わせると、1つの案件でPFIに応募するのに1億円かかるそうだ。企業から膨大な資料等を含む提案書を提出してもらうので、これらの作成にはマンパワーと経費が非常にかかるため、いろいろな案件が出たものについて全部応札することは会社として非常に負担が大きいようだ。それが実態のようである。

(6) 地元協議会について

【事務局説明】

A委員： 地元協議会はいわゆる稼働後のモニタリングをきちんとして、問題点があればそこで対策を立てるということでやっていって、解体工事や工事における問題はほんとうに影響のある範囲内の方々と工事協定書、解体工事協定書を結んでやったほうが実態に合うような気がする。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に建築に関する項目があり、「建設工事等に係る遵守事項」において、騒音、震動、粉じん、アスベストというものが挙げられており、ここに問題がある場合には、

都知事は作業方法とか作業時間について改善することができるという項目があるので、地元協議会を発足するに当たっては、そこら辺を明確にしておいたほうがよろしいのではないかと。

事務局 : 地元協議会については、8月21日に要綱を制定した。これから工事に向けて、地元の皆様方と協議会を立ち上げ、まず、工事のことに關して協定を結ぶ。それはまさしく委員がおっしゃったような内容で、今後、工事車両や工事の騒音、震動等について、地元の皆さんに直接影響があるような方々に集まっていただきまして、そこで協定を結ぶということである。その後、建設が始まり、試運転前ぐらいまでには環境影響評価に基づく、公害防止協定を結んでいく予定である。検討委員会はいくまでも環境影響評価に關すること。地元協議会は環境影響評価にもとづいた、公害防止対策についての協議会ということになる。今後、環境影響評価後の協議については、協議会ということになるかと思う。

A委員 : 反論ではないが、ほんとうに建設工事で影響がある範囲と公害防止協定を結ばなければいけない範囲とはやはり違うと思う。それぞれの範囲をある程度考えて、ある程度限定して議論しないと、遠くから来た人が工事に關することで意見を幅広く述べるのは構わないと思うが、そこら辺、一考があるのではないかと。

事務局 : 地元協議会の500メートルの中で、近い、遠い、若干ございますが、一つにまとまって、一つの委員会でご議論いただくと大変ありがたい。

C委員 : 会議は公開でやる、だれでも参加してよいと言っているが、単なる傍聴ではなくて、最初の時間は委員だけの議論があっても、その後はフリーにして、ほかの地域から来た人も含めて発言する場を持つことが必要だと考える。

F委員 : 地元の方は自分の地域を守りたいということがあって、私たちは大きな目で、三鷹市の中にこういう施設をつくるということを真剣に考えているところと、どういうところで融合させるのかが難しいと思う。また、前回の委員会開催から4カ月も開いていて、その間の経過については、会議がなくても中間の報告をして欲しかった。

大江会長 : その点は、同感である。もう少し中間的な情報提供があつてほしかったなと思う。

H委員 : もう時間もないので、この話は次回といういつになるのか。

大江会長 : 議論する内容が具体的にいたほうが、会議は中身があると思う。議論のねらいがはっきりしない中で開いても、これだけの人数、これだけの時間を費やすのは大変貴重な機会になるので、少しオーガナイズされていないと意味がないということもある。

寺嶋副会長 : 議題がはっきりしないとまずいと思う。応募が3社しかないという問

題は、今からまた手を挙げさせてということは時間軸の流れの中から不可能なことであり、この件に関しては議題にならないと思う。また、地元協議会に関しても、地元の定義として、今、ここでは500メートルが一つの基準として設置要綱で決定されているようである。他の都市などでも、大体500メートルが一つの基準で採用しているところが多いのではないかと思う。それに関してはいろいろとご意見があると思うが、地元は清掃車が集中するだとか、工事の車が集中するという形の中で、やはり迷惑がかかるところはそれなりに範囲が決まってくるだろうという中で、ここでは500メートルという範囲を採用したのではないか。地元の範囲を議題とするのはいかがなものか。現状でよろしいのではないかと思う。

大江会長： 次回の議案の中心は、事後調査計画書が中心になると思う。

C委員： 4月から半年ぶりの開催で、その事後報告だけをしている会ということに対して、みんなが不満を持っているのではないか。選定委員会は別にあるのかもしれないが、我々は少なくともどういうごみ処理プラントをつくらなければいけないかということに参画しているのであって、事後報告だけ聞くのであれば、ペーパーだけ配ればよいと思う。

大江会長： 今、委員がおっしゃった大部分については、前段のところはかなり議論してきたものがあって、その継承がうまくいかないところは申しわけなく思っているが、もう一回白紙のところからの議論を行うことはできないだろうと思う。

E委員： 行政のほうから基本的なものが出るから、ここへ来て、この中でいろいろな意見が出るわけである。実際、こちらのほうで提案をしてくださいということになったら一体どういうことになるのか。私はそういう面では、今のやり方で十分ではないかと思う。行政がきちんとした案を持って、私たちの前に提案し、それを私たちが細かく議論していく。これがこの会の特徴であると考えて。

大江会長： 今日はこの辺にさせていただきたいと思う。次回は10月28日、午後7時からということにさせていただきたい。その前に資料等を配付していただくということで、やりたいと思う。ありがとうございました。

4 閉会

午後9時40分散会